

至急

7 都薬会発第 391 号
令和 7 年 12 月 26 日

地区薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 高橋 正夫

緊急避妊薬販売に係る産婦人科医等との連携構築のためのリスト作成について

平素より、東京都薬剤師会の活動につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、要指導医薬品たる緊急避妊薬「ノルレボ[®]」の発売にあたり、これを販売しようとする薬局・店舗販売業は厚生労働省からの留意事項通知(令和7年9月 18 日 医薬総発 0918 第2号 医薬薬審発 0918 第3号、別添 1)に基づき、①適切な研修を修了した薬剤師が勤務していること ②プライバシーへの十分な配慮等適切な体制を整備していること ③近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること の 3 点を満たす必要があるとされました。このうちの③に関しましては、東京都薬剤師会では東京都医師会との間に連携体制を構築し、東京産婦人科医会のご協力の下に双方のリストを交換することと致しました。

貴会会員の方でこのリストへの掲載を希望される場合には、12 月 26 日に東京都薬剤師会のホームページ(<https://toyaku.or.jp>)に開設致します申し込みフォームより、薬剤師ごとにご登録くださいますよう、ご周知をお願い申し上げます。

なお、厚生労働省からは今後の具体的な日程が示されていないため、緊急避妊薬発売後早い段階での販売開始を予定されている方におかれましては、令和 8 年 1 月 5 日(月)までに申し込みフォームよりご登録ください。併せて別添 2「要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとする薬剤師の先生方へのご案内」に従い、Forms(緊急避妊薬の調剤・販売に係る研修修了薬剤師一覧への登録申請)への申告もお済ませください。

担当：薬局業務課
TEL：03-3518-9289
Fax：03-3294-7359
E-mail: gyoumu@toyaku.or.jp

医薬総発 0918 第 2 号
医薬薬審発 0918 第 3 号
令和 7 年 9 月 18 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び
販売する薬局・店舗販売業の店舗について

緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する取組について（依頼）」（令和元年 11 月 21 日付け医政地発 1121 第 1 号／医政医発 1121 第 3 号／健健発 1121 第 1 号／薬生総発 1121 第 1 号／子母発 1121 第 1 号）により、緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対する研修については、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について（依頼）」（令和 2 年 1 月 17 日付け薬生総発 0117 第 7 号。以下「研修通知」という。）により、また、その調剤が可能な薬剤師及び薬局の一覧については、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について」（令和 2 年 4 月 2 日付け薬生総発 0402 第 2 号。以下「令和 2 年公表通知」という。）及び「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について」の一部改正について」（令和 4 年 8 月 9 日付け薬生総発 0809 第 2 号。以下「令和 4 年公表通知」という。）により、各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知し、更に、その調剤が可能な薬剤師及び薬局に関する留意事項については、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局に関する留意事項について」（令和 4 年 3 月 9 日付け事務連絡。以下「事務連絡」という。）により、各都道府県衛生主管部（局）長宛てお知らせしていたところです。

今般、令和 7 年度第 2 回薬事審議会要指導・一般用医薬品部会において、緊急避妊薬の要指導医薬品としての製造販売承認が可と判断されたことを受け、今後、薬局・店舗販売業の店舗において、要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売が開始されることから、調剤・販売に係る薬剤師の研修及び薬局・店舗販売業の店舗に求められる要件を含め、改めて下記のとおり示しますので、御了知いただくとともに、貴管下の薬局・店舗販売業の店舗、関係団体等に対し周知をお願いします。なお、下記 3. (1) ③で規定する「近隣の産婦人科医等との連携体制を構築」の詳細については、別途通知することとします。

また、本通知の発出に伴い、研修通知、令和 2 年公表通知、令和 4 年公表通知（以下、両公表通知を合わせて「公表通知」という。）及び事務連絡については、令和 7 年 10 月 31 日をもって廃止いたします。なお、本件については、要指導医薬品たる緊急避妊薬を製造販売しようとする製造販売業者、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本保険薬局協会、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本産婦人科医会、公益社団法人日本産科婦人科学会、公益社団法人日本小児科医会、公益社団法人日本小児科学会、公益社団法人日本助産師会及び公益財団法人日本薬剤師研修センター宛にも通知することを申し添えます。

記

1. 薬剤師が修了すべき研修について

- (1) 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和元年 7 月 31 日付け医政発 0731 第 7 号。以下「指針」という。）を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師及び要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとする薬剤師が修了すべき研修は、公益財団法人日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関する e-ラーニング」とすること。なお、公益財団法人日本薬剤師研修センターは、研修修了者名簿を適宜まとめて厚生労働省へ提供すること。
- (2) 本研修を修了し、緊急避妊薬のオンライン診療に伴う調剤（以下単に「調剤」という。）及び要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売（以下単に「販売」という。）を希望する薬剤師については、薬局の管理者（店舗販売業の店舗の場合は店舗管理者）の許可を得た上で、報告用ウェブサイト（ https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_1xHImkUmY-IdwQvXJs2-zl8gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNLTEFCRFVKM1M4S11COEtNQ01RV0xMViQ1QCNOPWcu ）

を介して、厚生労働省へその旨及びその他必要な情報を申告することとするほか、所属等の変更の際も同様の対応を行うこと。

- (3) 本通知発出前に公表通知に掲載されている薬剤師であって、引き続き調剤のみを希望する場合は、改めて、1.(1)の研修を修了する必要はないが、1.(2)の申告は行うこと。この際、備考に「公表通知に掲載済み」と記載すること。同様に、「緊急避妊薬のスイッチOTC化に係る環境整備のための調査事業」の研究計画第Ⅱ期（令和6年9月25日以降）へ協力し、販売に携わっていた薬剤師が、引き続き調剤及び販売を希望する場合も、改めて、1.(1)の研修を修了する必要はないが、1.(2)の申告は行うこと。この際、備考に「調査事業へ協力」と記載すること。
- (4) 厚生労働省は、1.(2)の申告内容を踏まえ、患者・需要者が緊急避妊薬の調剤及び販売を受ける薬局・店舗販売業の店舗を選択するに当たって必要な情報を厚生労働省のホームページにおいて公表する。

(掲載先)

厚生労働省ホームページ「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく薬局における調剤」及び「薬局・店舗販売業の店舗における緊急避妊薬の販売」について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html>

2. 指針を踏まえ緊急避妊薬を調剤する薬局について

- (1) 指針に基づき調剤等を行うために、緊急避妊薬の備蓄、プライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲料水の確保等に対応できるような体制を整備すること。
- (2) 指針に基づき薬局で調剤等を行う場合は、1.(4)で公表された薬剤師が対応すること。
- (3) 緊急避妊薬の調剤が重なったこと等により一時的に備蓄がなくなった場合は、速やかに卸に発注するなど在庫の補充を行うとともに、その間にあった緊急避妊薬の調剤の求めに対しては近隣の薬局と連携して対応するなど適切に対応すること。
- (4) 地域の産婦人科医や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下、「ワンストップ支援センター」という。）の連絡先を把握し、必要に応じて患者に紹介を行うこと。
- (5) 患者への説明を行う際には、厚生労働省ホームページに掲載している情報提供書等を活用すること。

3. 要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売する薬局及び店舗販売業の店舗並びに販売する薬剤師について

- (1) 要指導医薬品たる緊急避妊薬を製造販売しようとする製造販売業者（以下、「製造販売業者」という。）は、販売しようとする薬局及び店舗販売業の店舗について、以下の①から③の要件を全て満たしていることを確認した上で要指導医薬品たる緊急避妊薬を卸すこととし、承認条件で付された事項の確実な履行を確保すること。
 - ① 1. (1) の研修を修了した薬剤師が勤務していること
 - ② プライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲料水の確保等に対応できるような体制を整備していること
 - ③ 近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること
- (2) 要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとする薬局及び店舗販売業の店舗は、要指導医薬品たる緊急避妊薬を適正に備蓄すること。
- (3) 薬局・店舗販売業の店舗において要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売する際は、1. (1) の研修を修了した薬剤師が対応するとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 14 条第 3 項及び第 4 項に基づき、必要な情報を記録及び保存すること。
- (4) 需要者からの聴取内容を踏まえ、性犯罪被害等のおそれがあり、社会的支援の観点からワンストップ支援センター等の関係機関と連携すべきと薬剤師が判断した場合には、需要者の同意を得た上で、ワンストップ支援センター等の関係機関を紹介することが望ましいが、同意を得ることができない場合には、必要な連絡先を整理したリーフレット等を提供すること。
また、性犯罪の証拠保全の必要がある場合には、需要者にも相談した上で、産婦人科を紹介するとともに警察等にも相談すること。なお、薬剤師のみでの対応が困難な場合に備えるため、販売する地域のワンストップ支援センター等、関係機関の情報を予め把握しておくこと。
- (5) 性交同意年齢（16 歳）未満の者及び短期間で繰り返し購入を行う者（目安としては 3 か月に 2 回以上）については、避妊指導等の観点から産婦人科や小児科へ受診勧奨を行うとともに、18 歳未満の者であって虐待が疑われる場合には児童相談所へ通報を行うこと。
- (6) 購入者が需要者本人であること及びその年齢の確認については、可能な限り行うことが望ましいが、各種証明書等による確認は必ずしも必須とは

しないこと。ただし、確認できない場合には、３．（４）及び３．（５）に適切に対応できるよう、より丁寧な服薬指導を心がけること。

- （７）面前服用等に関して、製造販売後調査の中で状況等の調査を実施することとしており、販売する薬剤師は製造販売業者の当該調査に積極的に協力すること。

４．その他

- （１） １．（４）で公表する薬局等の一覧の情報については、オンライン診療を行う医師及び緊急避妊薬の処方・調剤・購入を求める方が、対応可能な薬局・店舗販売業の店舗を予め確認する際に使用することが想定されるため、薬局・店舗販売業の店舗の対応状況と一致させる必要があることを十分に認識し、緊急避妊薬を調剤・販売する薬局・店舗販売業の店舗の管理者におかれては、研修修了者の異動・退職等により、薬剤師等の一覧に掲載されている情報に変更が生じている場合には、１．（２）に基づき速やかにその旨を申告するように薬剤師に促すこと。
- （２） 要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売する際に薬剤師は、本剤による避妊成否を確認するため、服用３週間後を目途に産婦人科受診又は妊娠検査薬を実施するよう入念的に需要者に説明するとともに、必要に応じて、緊急避妊薬購入時に併せて妊娠検査薬の購入を促すこと。併せて、製造販売業者は、需要者が産婦人科を受診した際の情報提供等に活用できるよう、購入薬局等の情報が記載できる服用者用の携帯カードを作成し薬局等に配布する等の措置を講じること。
- （３） 要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売する際は、服用後等の連携医療機関等からの照会に備え、販売時に使用したチェックシート（製造販売業者が本剤の適正使用のために作成し、販売に際して薬剤師が需要者への販売適格性確認に利用するもの）を需要者から受け取り（複数枚ある場合は全て）、３．（３）の記録と合わせ、販売から２年間、薬局等において保存すること。
- （４） １．（２）により申告された情報については、厚生労働省から製造販売業者及び薬事監視の観点から関係都道府県に共有され、利用される可能性があること。
- （５） 避妊指導等の紹介先としては、地域の実情に応じて、地域の助産院等も含め、必要な紹介先を検討すること。
- （６） 本通知発出以降公表通知廃止までの間も、公表通知の１（１）及び２（３）により提出することとなっている情報については、本通知１．（２）

により研修修了薬剤師から直接申告を行うこと。

- (7) 本通知発出時点において、研修通知の2に基づく研修を令和7年11月以降に予定している都道府県薬剤師会においては、その旨を令和7年10月31日までに ISESOMU@mhlw.go.jp まで連絡すること。本年度内に実施する研修に限り、同研修修了をもって、1.(2)の申告ができるものとする。この際、申告の際の備考欄への記載内容は研修時に伝えること。

要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとする薬剤師の先生方へのご案内

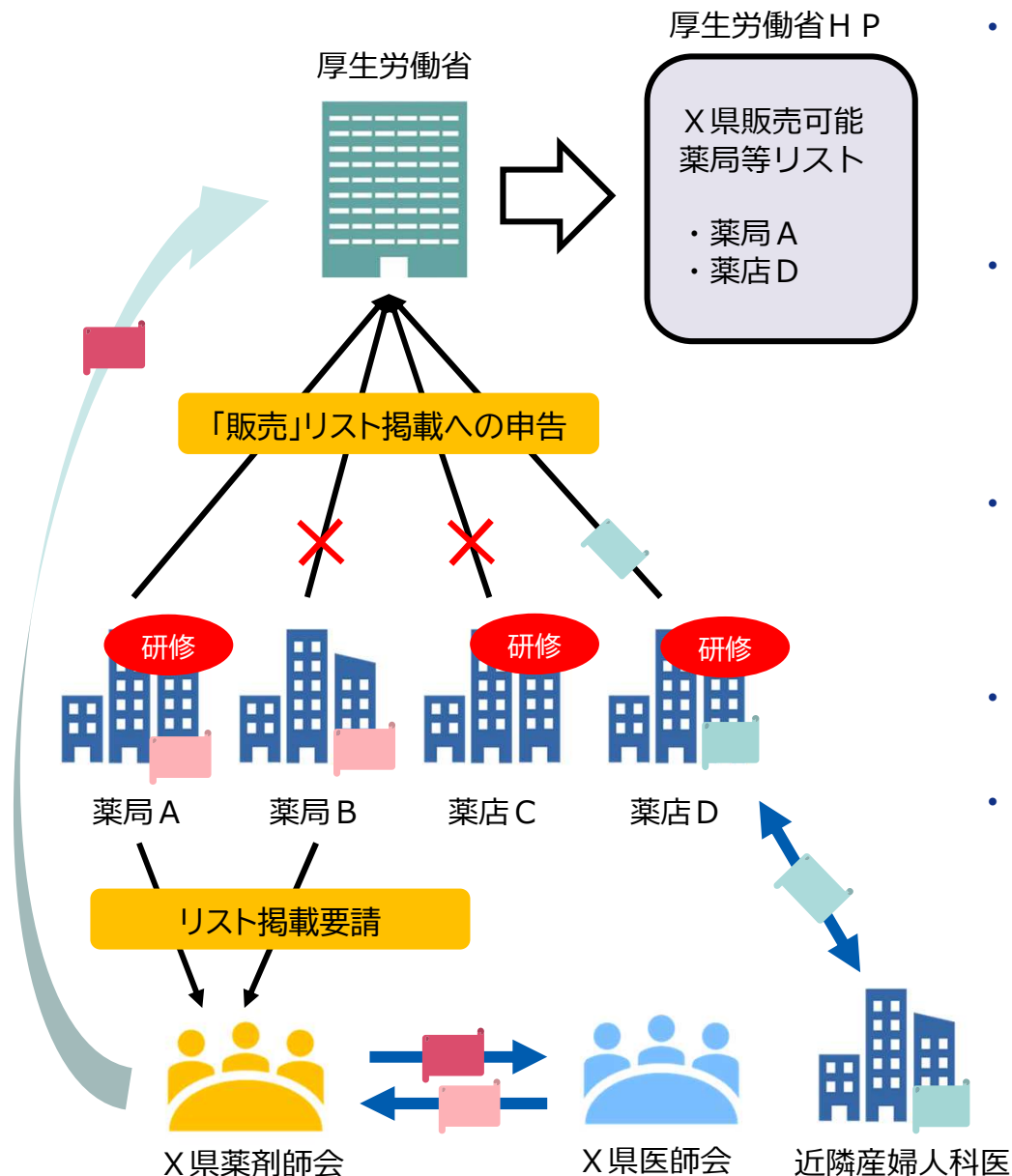
- 本スライドは、要指導医薬品たる緊急避妊薬を「販売」しようとする薬剤師の先生方へのご案内です。
- Formsでの申告で、「調剤及び販売」又は「販売」を選択される際は、こちらの資料を必ず事前にご確認いただき、登録をお願いします。
- その他、厚生労働省HPでは、関係通知のほか、Formsでの申告等に係る留意点をFAQでも示していますので、ご不明な点がございましたら、FAQも併せてご確認をお願いします。

【厚生労働省HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html>

要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売の流れ

(① 研修修了薬剤師から厚生労働省への申告・公表)



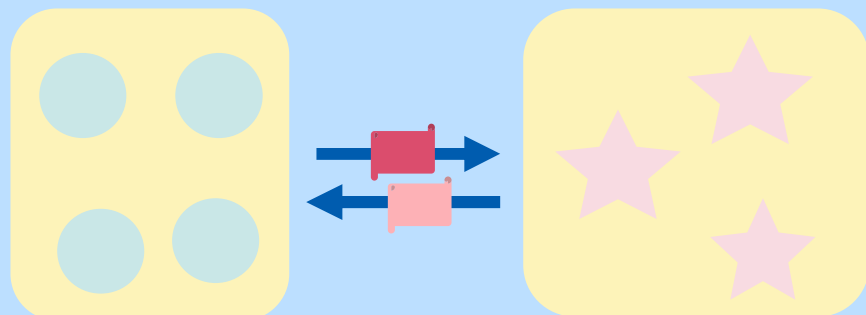
- 「要指導医薬品たる緊急避妊薬」を「販売」しようとする薬局・薬店は、留意事項通知(※1)に基づき、以下3点を満たす必要があります。
 - ① 適切な研修を修了した薬剤師が勤務していること
 - ② プライバシーへの十分な配慮等適切な体制を整備していること
 - ③ 近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること
- うち、①の研修とは、(公財)日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング(※2)」のことです。なお、厚生労働省へのForms申告で求められる研修修了番号の発行には修了後2週間程度要することが見込まれますので、時間的な余裕をもった受講をお願いします。
- ③については、連携通知等(※3、4)に基づき、都道府県薬剤師会・都道府県医師会との間で構築される連携体制に参加する(リスト交換)、あるいは、個別に医療機関と文書交換、のいずれかを行う必要があります。
- 上記、①②③を満たした上で、Forms(※5)から厚生労働省へ申告をお願いします。
- なお、左図中、薬局A及び薬局Dについては適切な申告ですが、薬局Bについては研修未修了のため、また、薬局Cについては連携体制未構築のため、不適切な申告です。このような申告をいただいても、「販売」リストには掲載されませんので、ご注意ください。

- ※1 <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001565836.pdf>
- ※2 https://www.jpec.or.jp/kenshu/jyukou/othertraining_jpec_host.html
- ※3 <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001587267.pdf>
- ※4 <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001615785.pdf>
- ※5 <https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=z-c-1xHmkUmY-ldwQvXjs2-zl8gBTvFh9TmDPw6g3VUNUNLTFECRFVKM1M4SILCOENQIRVdxMVjQICNPWcu>

「③近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること」について①

- 連携体制の構築については、通知(※3)のとおり、以下のA(リスト交換)又はB(個別文書交換)で行うことができます。(Aをご希望の薬局等は、所在の都道府県薬剤師会に御相談ください)
- いずれの構築でも構いませんが、令和7年12月18日(木)以降、Forms(※5)の問26に新たに「産婦人科医との連携方法」という項目を設けていますので、いずれの連携を構築しているか、改めて申告をお願いします(なお、問26だけでなく、改めて全項目の申告が必要です。また、薬剤師・薬局等で管理しているため、同一薬剤師が複数薬局等で販売しようとされる場合は、薬局等毎の申告をお願いします)。 https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_1xHImkUmY-IdwQvXJs2-zl8gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNLTEFCRFVKM1M4SIlCOEtNQ0IRV0xMViQlQCN0PWcu
- 申告時期は以下をお願いします。なお、初回のリスト掲載のためには、令和8年1月5日(月)までの申告が必要です。
Aの場合:都道府県薬剤師会からのリスト掲載連絡を薬局等が受けた後
Bの場合:文書交換が終わった後
- なお、Bの場合は、上記のFormの問26の申告に加え、通知(※4)に従い、厚生労働省へ「連携文書」をメール送付願います。(Aの場合は、厚生労働省への「リスト」のメール送付は不要です。Formsの問26の申告のみ、お願いします。)

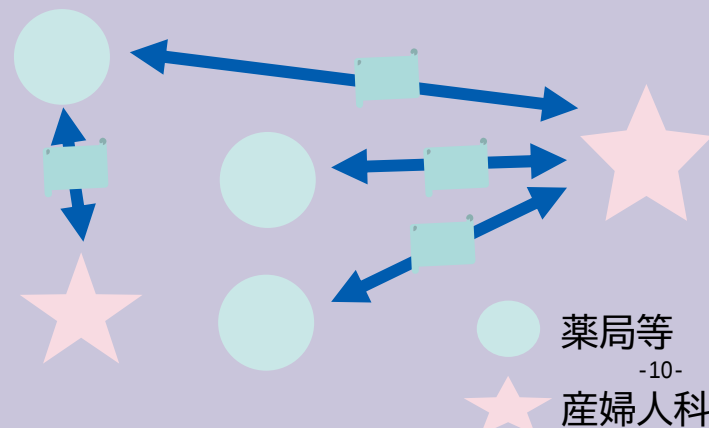
A. 都道府県薬剤師会・都道府県医師会との間で構築される連携体制に参加(リスト交換)



都道府県薬剤師会さま

都道府県医師会さま

B. 各薬局と各産婦人科医との間で個別に文書交換



「③近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること」について②

- 厚生労働省は、Formsの問26の申告がある薬局等について、提出された「連携リスト」及び「連携文書」に掲載されているかを確認した上で、「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」として、厚生労働省HPへ必要情報とともに公表します。
- 公表開始時期は、要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売開始2～3週間前を目安に予定していますが、初回の「緊急避妊薬販売可能薬局等」に掲載される薬局等については、以下のとおりとしますので、各期限までの対応をお願いします。

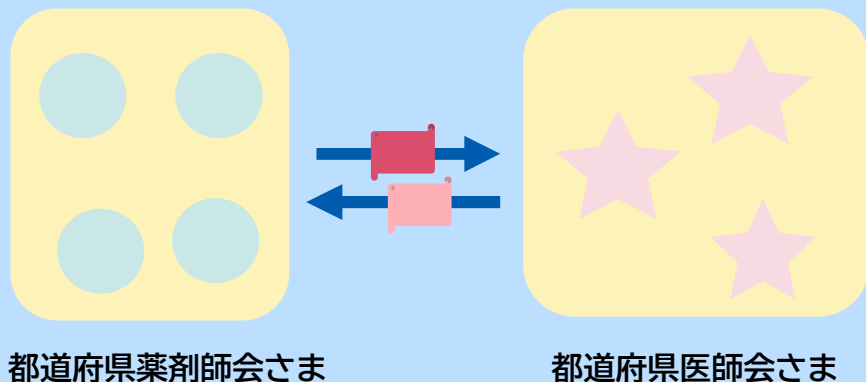
<Aの場合>

令和7年12月24日(水)までに、都道府県薬剤師会から厚生労働省へ、「連携リスト(取り交わし前)」が提出され、かつ、別途、日本薬剤師会経由でお示しする期日までに「連携リスト(取り交わし後)」が提出された薬局等

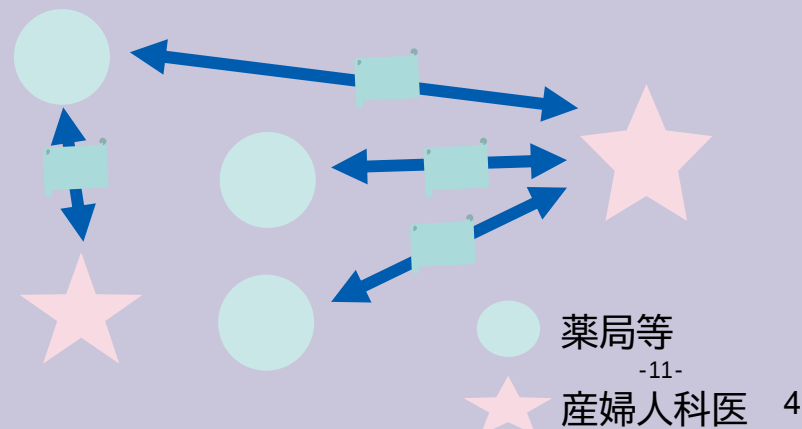
<Bの場合>

令和7年12月24日(水)までに、薬局等から厚生労働省へ、「連携文書」が提出された薬局等

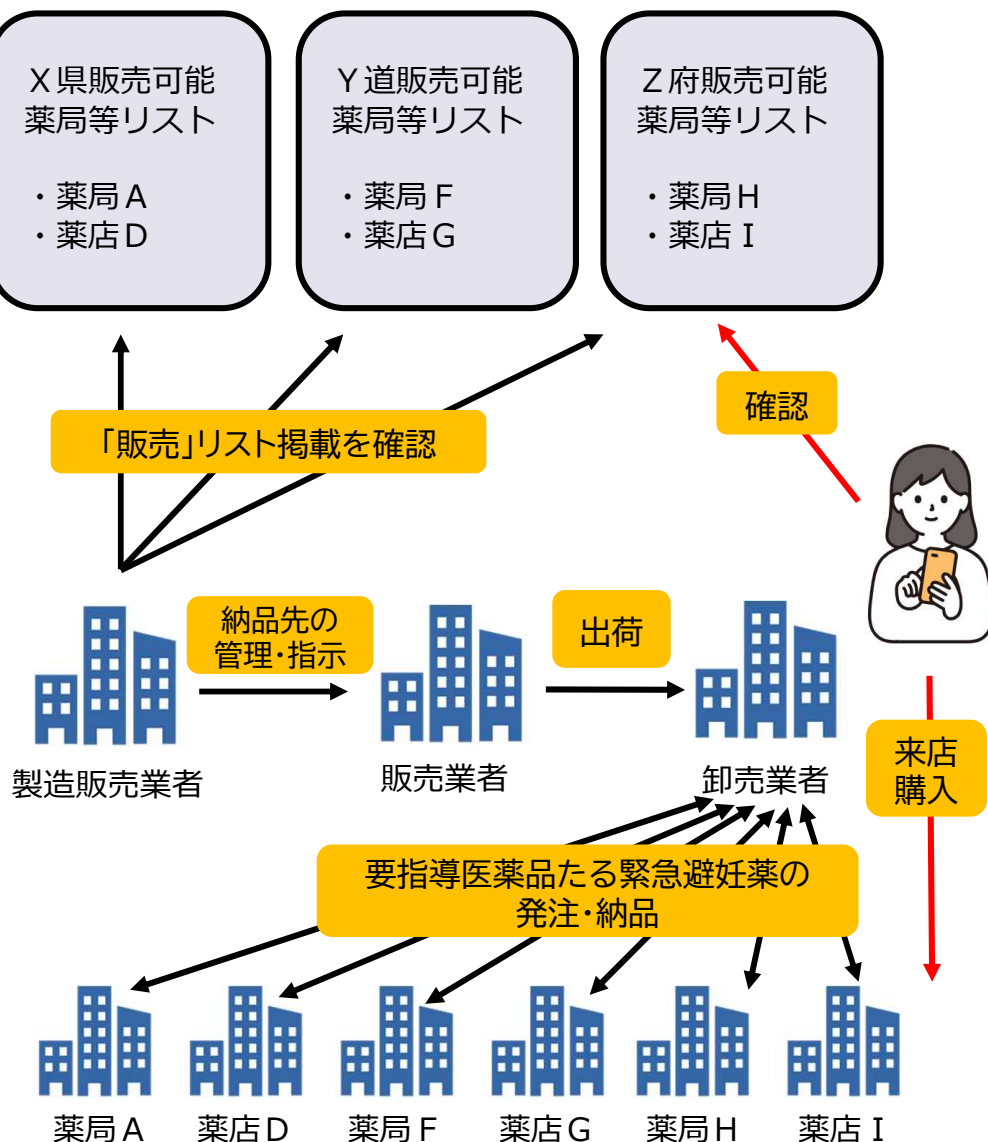
A. 都道府県薬剤師会・都道府県医師会との間で構築される連携体制に参加(リスト交換)



B. 各薬局と各産婦人科医との間で個別に文書交換



要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売の流れ (②リスト確認・納品・販売・購入)



- 製造販売業者は、薬局等から発注を受けた場合、厚生労働省から公表される「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」(※6)を確認し、要指導医薬品たる緊急避妊薬を当該リストに掲載されている薬局等へ卸します。
- 同様に、需要者の方も「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」を確認し、自身が希望する薬局等に来局・来店し、購入することになりますので、「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」に掲載されている薬局等においては、自身のリスト記載情報について誤りが無いか確認するとともに、変更の際はFormsを通じて速やかな更新をお願いします。
- また、「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」に掲載されている薬局等に対しては、要指導医薬品たる緊急避妊薬を適正に備蓄することを求めています(※1)が、特に販売開始当初やリスト掲載直後には、適正な備蓄が困難な薬局等が一部で見られる可能性があるため、販売開始当初等一定の期間においては、需要者から販売薬局等への事前の電話連絡を推奨する旨、厚生労働省より周知することをご承知置きください。

※6 <https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html>

Forms申告における留意点①

- Forms申告は何度でも可能ですが、最新の申告情報に基づき掲載手続きを行います。
- Forms申告の際は、特に以下の点にご留意下さい。不適切な記載をされている薬剤師は掲載されませんので、問26(連携体制)登録の際は、改めて全体を通して適切な登録を行うよう、十分にご留意ください。

No.	申告内容	留意点
2	管理者等の許可の有無	「得ていない」と回答されている方が散見されます。「得ていない」場合は掲載されませんので、ご注意ください。
4	研修修了薬剤師 氏名	番号で記載されている方がいますが、この場合は掲載されませんので、ご注意ください。
6	薬剤師名簿登録番号	有効ではない数字を記載されている方が散見されます。数字6桁以外の場合は掲載されませんので、ご注意ください。なお、薬剤師登録番号に「外」又は「沖」の文字を含む方はこの限りではありません。
7	日本薬剤師研修センター「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」の研修修了証 発行番号	「販売」「調剤＋販売」を行う場合には、研修修了番号を入れていただく必要があります。「0」のままの方、誤った番号を登録されている方は掲載されませんので、ご注意ください。
8	薬局・店舗販売業の店舗 名称	「調剤」、「薬局」と記載する事例や数字や住所の一部が記載されている事例が散見されます。これらの方は掲載されませんので、ご注意ください。

Forms申告における留意点②

No.	申告内容	留意点
9	薬局・店舗販売業の店舗 郵便番号	桁数が不足している方、電話番号や薬局等名を記載している方が散見されます。これらの方は掲載されませんので、ご注意ください。
10等	薬局・店舗販売業の店舗 所在地(都道府県) 等	都道府県欄に電話番号や郵便番号、薬局等名など、不適切な登録が散見されます。これらの場合は掲載されませんので、ご注意ください。また、「26京都府」など冒頭の都道府県番号の記載は不要です。
15	薬局・店舗販売業の店舗 ホームページアドレス	メールアドレス、電話番号、住所、郵便番号、不正な文字(Enter your answer)が記載されている事例が多く見受けられます。これらの情報が記載されている場合は、リスト掲載時に当該情報を削除いたします。なお、掲載時にリンクの有効性は確認困難ですので、検索可能なホームページアドレスであるかを確認してから入力してください。
16	開局時間	記入例を参照せずに、「曜日＋開局時間」以外の情報が記載されている事例(時間のみの記載、閉局時間のみを記載、HP参照、〇〇の営業時間に準じる、年中無休等)が多く見受けられます。情報が「曜日」及び「開局時間」以外で記載されている場合は掲載されませんので、ご注意ください。なお、祝日を意味する「祝」の使用は構いません。
18	時間外の電話番号	「時間外対応の有無」を「有」とした場合に「時間外の電話番号」を記載していただいておりますが、「自動転送」、「同上」、「店舗URL」「住所」「管理薬剤師のみ認知」など、不適切な記載が散見されます。これらの場合は掲載されませんので、ご注意ください。

Forms申告における留意点③

No.	申告内容	留意点
19	プライバシー確保策	「空欄」、「なし」、「検討中」、「要相談」等、具体的な方策が示されていない事例、「ラジオを流す」等、薬学的指導から服用までの全てが考慮されていない事例、法令上適切ではない場所又は方策(オンライン)が記載された事例が確認されます。これらの場合は掲載されませんので、ご注意ください。 ※法令上適切ではない場所又は方法の内訳は、改正薬機法施行後に変更されうることにご留意ください。

<法令上適切ではない場所の例>

① 薬局開設許可又は店舗販売業許可の許可区域外

理由：プライバシー確保策をとった上でのこうしたやりとりは、医薬品の販売行為として行われるものであり、薬局又は店舗販売業の許可区域内で行われる必要があるため。(特定販売による対応は不可)

根拠条文：薬機法施行規則第158条の10の2第1号「薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指導を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

- 一 当該薬局又は店舗内の情報の提供及び指導を行う場所(薬局等構造設備規則第一条第一項第十三号若しくは第二条第十二号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所又は同令第一条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、若しくは交付する場所をいう。)において行わせること。

② 調剤室

理由：需要者を調剤室に入れることは認められていないため。

根拠条文：薬局等構造設備規則第1条第10号ハ「調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が侵入することができないよう必要な措置が採られていること。」

7 都薬会発第 392 号
令和 7 年 12 月 26 日

一般社団法人日本保険薬局協会
東京エリアご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 高橋 正夫



緊急避妊薬販売に係る産婦人科医等との連携構築のためのリスト作成について

平素より、東京都薬剤師会の活動につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、要指導医薬品たる緊急避妊薬「ノルレボ[®]」の発売にあたり、これを販売しようとする薬局・店舗販売業は厚生労働省からの留意事項通知(令和7年9月 18 日 医薬総発 0918 第2号 医薬薬審発 0918 第3号)に基づき、①適切な研修を修了した薬剤師が勤務していること ②プライバシーへの十分な配慮等適切な体制を整備していること ③近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること の3点を満たす必要があるとされました。このうちの③に関しましては、東京都薬剤師会では東京都医師会との間に連携体制を構築し、東京産婦人科医会のご協力の下に双方のリストを交換することと致しました。

貴会会員の方でこのリストへの掲載を希望される場合には、12 月 26 日に東京都薬剤師会のホームページ(<https://toyaku.or.jp>)に開設致します申し込みフォームより、薬剤師ごとにご登録くださいますよう、ご周知をお願い申し上げます。

なお、厚生労働省からは今後の具体的な日程が示されていないため、緊急避妊薬発売後早い段階での販売開始を予定されている方におかれましては、令和 8 年 1 月 5 日(月)までに申し込みフォームよりご登録ください。

担当：薬局業務課
TEL：03-3518-9289
Fax：03-3294-7359
E-mail: gyoumu@toyaku.or.jp

7 都薬会発第 393 号

令和 7 年 12 月 26 日

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
東京エリアご担当者 様

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 高橋 正夫



緊急避妊薬販売に係る産婦人科医等との連携構築のためのリスト作成について

平素より、東京都薬剤師会の活動につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、要指導医薬品たる緊急避妊薬「ノルレボ[®]」の発売にあたり、これを販売しようとする薬局・店舗販売業は厚生労働省からの留意事項通知(令和7年9月 18 日 医薬総発 0918 第2号 医薬薬審発 0918 第3号)に基づき、①適切な研修を修了した薬剤師が勤務していること ②プライバシーへの十分な配慮等適切な体制を整備していること ③近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること の3点を満たす必要があるとされました。このうちの③に関しましては、東京都薬剤師会では東京都医師会との間に連携体制を構築し、東京産婦人科医会のご協力の下に双方のリストを交換することと致しました。

貴会会員の方でこのリストへの掲載を希望される場合には、12 月 26 日に東京都薬剤師会のホームページ(<https://toyaku.or.jp>)に開設致します申し込みフォームより、薬剤師ごとにご登録くださいますよう、ご周知をお願い申し上げます。

なお、厚生労働省からは今後の具体的な日程が示されていないため、緊急避妊薬発売後早い段階での販売開始を予定されている方におかれましては、令和 8 年 1 月 5 日(月)までに申し込みフォームよりご登録ください。

担当：薬局業務課
TEL：03-3518-9289
Fax：03-3294-7359
E-mail: gyoumu@toyaku.or.jp